

立地申出書

令和 年 月 日

横浜市 長

申出者 住所
氏名
(代表者)

市街化調整区域において、一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送にかかるもの)の用に供する施設を建築する目的で開発(建築)行為を行うため、下記のとおり、立地について申し出ます。

開発(建築)行為をしようとする者	住所					
	氏名					
一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者(又は受けようとする者)	住所					
	氏名					
開発区域又は建築物を建築しようとする土地	所在地					
	地目別面積					
	農地 ㎡	山林 ㎡	宅地 ㎡	その他 ㎡	計 ㎡	
土地 利用 計画	予定建築物の概要	工事種別		棟数	階数 ^{※1}	延べ面積 ^{※2}
		新築・増築・その他()		棟	階	㎡
	公共施設の状況	前面道路		排水先		
名称		幅員(m)	雨水()、汚水()			
他法令との調整の状況	農地法		道路法		その他()	
	事前協議 (未・中・済)		事前協議 (未・中・済)		事前協議 (未・中・済)	

※1 開発区域(又は建築物を建築しようとする土地)内に建築物を複数配置する場合は、そのうちの地上階数が最大のものを記入してください。

※2 開発区域(又は建築物を建築しようとする土地)内に建築物を複数配置する場合は、それらの延べ面積を記入してください。

(注)

- 1 1部提出してください。
- 2 次の書類を添付してください。
(1)位置図 (2)計画地の土地登記事項証明書 (3)公図の写し (4)貨物自動車運送事業法の一般貨物運送事業に規定する特別積み合わせ貨物運送の用に供する免許等 (5)事業計画書 (6)土地の賃貸借契約書等 (7)計画建物図面
- 3 国土利用計画法に基づく届出は、この立地申出書に基づく承認通知後に行ってください。
- 4 下欄には記入しないでください。

(関係機関の意見等)	受付日	
	確認日	
年 月 日 長		

市街化調整区域内における、一般貨物運送事業の特別積み合せ貨物運送の用に供する建築物

(都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号)

事前相談に必要な書類

1 立地申出書

2 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 計画地の土地登記事項証明書
- (3) 公図の写し
- (4) 貨物自動車運送事業法の一般貨物自動車運送事業に規定する特別積み合せ貨物運送の用に供する免許等
- (5) 事業計画書
 - ・営業区域
 - ・営業所の名称及び位置
 - ・計画事業所の位置
 - ・積み降ろし施設の概要
 - ・事業用自動車の運行系統
 - ・運行回数等が記載された貨物自動車運送事業法の許可申請書の写し
- (6) 土地の賃貸借契約書等(事業者と土地所有者が異なる場合)
- (7) 計画建物図面
 - ・配置図
 - ・各階平面図(室名等明示、縮尺 200 分の1以上)
 - ・立面図(縮尺 200 分の1以上)
 - ・敷地求積図
 - ・建物面積表

(注) 上記の他、必要書類が生じる場合があります。

計画地が「農地」の場合は、農業委員会と農地転用の事前相談をしてください。